

期日前投票所の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において準用する同法第39条の規定により、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

新見市選挙管理委員会

委員長 中山博文



1 期日前投票所

期日前投票所名	施設の名称	所在地	日 時
新見期日前投票所	新見市役所南庁舎	新見市新見310番地3	1/28～2/7 8:30～20:00
大佐期日前投票所	新見市大佐支局	新見市大佐小阪部1469番地1	
神郷期日前投票所	新見市神郷支局	新見市神郷下神代3936番地	
哲多期日前投票所	新見市哲多支局	新見市哲多町本郷246番地4	
哲西期日前投票所	新見市哲西支局	新見市哲西町矢田3604番地	
移動期日前投票所	下記2のとおり	下記2のとおり	下記2のとおり

2 移動期日前投票所の施設の名称等

施設の名称	所在地	日 時
岡山県立新見高等学校	新見市新見1394番地	1/29…12:20～12:50
		1/30…15:40～16:10
岡山県共生高等学校	新見市新見2032番地4	1/29…15:10～15:40
		1/30…12:35～13:05
新見公立大学	新見市西方1263番地2	2/3…12:20～13:20
		2/5…18:00～19:00
岡山県健康の森学園	新見市哲多町大野2034番地5	2/3…16:00～17:00
		2/5…12:00～13:00